



第4次新見市 子ども読書活動推進計画

～にいみっ子ども読書プラン～

令和8年7月
新見市

目次

第1章	計画について	1
Ⅰ	計画策定の趣旨	1
Ⅱ	基本方針	2
Ⅲ	計画の期間	2
Ⅳ	計画の対象	2
第2章	第3次計画の取組と成果、課題	2
Ⅰ	第3次計画の取組と成果	2
Ⅱ	子どもの読書に関する新見市の現状と課題	4
第3章	子どもの読書活動の推進体制と取組	5
Ⅰ	家庭・地域における取組	5
Ⅱ	市立図書館における取組	5
Ⅲ	学校における取組	7
参考資料		9
用語の説明		12

第1章 計画について

I 計画策定の趣旨

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的に子どもの読書活動の環境整備を推進していくことは極めて重要です。

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定されたことを契機に、新見市では平成20年度に「新見市子ども読書活動推進計画～にいみっ子ども読書プラン～」を策定し、平成26年度に第2次計画、令和2年度に第3次計画を策定し、子どもの読書活動を推進してきました。

第4次子ども読書活動推進計画では、第3次計画の成果と課題を検証し、子どもを取り巻く情勢の変化やデジタル化に対応した読書環境の整備、多様な子どもたちの読書や学びに対応した計画を策定しました。

II 計画の基本方針

子どもの読書環境を充実させることは、読書の楽しさを体感させ、それによる充実感、満足感を育むことができます。子どもの頃のそうした楽しかった体験は、生涯にわたる学習意欲やウェルビーイング（※1）につながるとともに、将来、その体験を子どもたちと共有していきたいという動機となり、世代を超えた読書活動の循環が形成されることが期待されます。

また、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となっている時代において、子どもたちは、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められます。

こうした子どもたちの資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠です。子どもたちは、読書を通じて、多くの知識を得たり、多様な文化への理解を深めたりすることができます。また、心に残る名作などの文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や真理を求める態度が培われます。

このようなことから、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、社会全体で子どもの読書活動を推進する必要があります。

本計画の基本方針は、第1次から第3次計画を継承し、以下の3点とします。

- (1) 多様な子どもたちの読書機会の確保
- (2) デジタル社会に対応した読書環境の整備
- (3) 子どもの視点に立った読書活動の推進

Ⅲ 計画の期間

令和 8（2026）年度から 5 年間とします。

Ⅳ 計画の対象

0 歳から 18 歳までを対象とします。

第 2 章 第 3 次計画の取組と成果、課題

I 第 3 次計画の取組と成果

（1）家庭における読書を支援する取組

家庭において、乳幼児期から本に親しみ、親子で読書を楽しむ機会を充実させるための取組を行いました。

成 果

- ・図書だよりや「赤ちゃん絵本おすすめリスト」の作成・配布、市報の活用等により、読書活動やイベント、推薦図書について、家庭への情報発信を行うことができました。
- ・ブックスタート事業（※2）及びセカンドブック事業（※3）を継続して実施し、家庭において保護者と子どもがともに本にふれることができる機会を広げました。
- ・にいみ子育てカレッジ「にこたん」（※4）の「出張ひろば I N 新見中央図書館」を実施し、その中で司書が絵本の読み聞かせや図書館ツアーを行い、乳幼児とその保護者に、絵本や図書館の楽しさを知ってもらう機会を充実させました。

（2）市立図書館（※5）における取組

地域における読書活動を推進する上で中心的な役割を果たすため、施設の整備や資料の充実と提供に努めました。

成 果

- ・令和 5 年度に、哲西図書館（NPO きらめき広場運営）、大佐・神郷・哲多図書コーナーを、大佐・神郷・哲多・哲西図書施設とし、市が直接運営し、休館日や開館時間を変更することで、市内全域で安定した図書館サービスを提供できるようになりました。
- ・哲多図書施設を改修し、児童コーナーを整備して子どもの読書環境を充実させました。
- ・令和 5 年度に市立図書館において、利用者用パソコンの更新及び無料 W i - F i（※6）を設置し、利用者の利便性を向上させました。
- ・令和 7 年度に市立図書館公式 L I N E（※7）の運用を開始し、利用者の利便性を向上させました。
- ・さわる絵本や点字絵本、外国語絵本等を収集し、特別な支援を必要とする子どものための読書環境の整備に努めました。

- ・こどもお楽しみ会や司書による読み聞かせの会、絵本作家によるワークショップ（※8）、夏休みのイベント等を継続的に実施し、親子を対象とした行事の充実を図り、子どもや保護者へ絵本の楽しさを知ってもらう機会を提供しました。
- ・保育所、認定こども園、学校、公民館等へ団体貸出（※9）や移動図書館（※10）を行い、各施設への読書活動を支援しました。
- ・新見公立大学学生による乳幼児を対象としたイベントを開催し、市立図書館の利用を促進し、学生へボランティアの場を提供しました。

（３）地域における取組

公民館や放課後児童クラブ（※11）、放課後子ども教室（※12）等では、地域の読書活動を支援する取組を行いました。また、新見公立大学附属図書館と市立図書館が連携・協力し、資料の相互利用、イベントの共同開催等の取組を行いました。

成 果

- ・公民館や放課後児童クラブ等では、団体貸出や移動図書館を利用して、地域の子どもの読書活動を支援しました。
- ・定期的な資料の相互利用、「夏の読書スタンプラリー」や展示コーナーの設置を継続して実施し、利用者への資料提供を充実させるとともに、図書館の利用を促進しました。

（４）学校等における取組

保育所、認定こども園では、乳幼児期に読書の楽しさを知ることができる取組を行いました。小・中学校では、学校図書館（※13）の設備・資料を充実させ、児童生徒の読書活動を支援する取組を行いました。

成 果

- ・保育所・認定こども園では、団体貸出や「どんどん読書おはなし会」（※14）を利用して、乳幼児の読書活動を充実させました。
- ・小学校では、団体貸出、移動図書館、「出張おはなし会」（※15）を利用して、児童の読書活動を支援しました。
- ・令和２年度から学校図書館システム（※16）を導入し、学校間の蔵書・利用者データを一元管理し、事務の効率を向上させました。
- ・全小・中学校に学校司書・事務員を配置し、学校における読書活動の充実に努めました。
- ・年３回、中央図書館で学校司書研修会を開催し、研修や情報交換の場を提供しました。
- ・中央図書館では、新見高等学校図書委員が企画する展示・掲示を実施し、高校生へ読書活動の場を提供しました。

（５）民間団体の活動に対する支援

読み聞かせボランティアへ研修等の情報提供を行いました。

成 果

- ・ 県立図書館で実施される研修等の情報をボランティア団体に提供し、ボランティア活動の資質向上を支援しました。

（６）普及啓発活動

読書に関するイベントの実施、優良図書の収集等の取組を行いました。

成 果

- ・ 子ども読書の日や子どもの読書週間を中心に、読書に関するイベントを実施し、関係団体と協力し啓発活動を推進しました。
- ・ 市立図書館では、推薦された優良図書の収集・周知に努めました。

Ⅱ 子どもの読書に関する新見市の現状と課題

（１）現状

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和２年度から利用者数・貸出冊数が減少しました。５０歳以上の利用貸出数は元に戻りつつありますが、小学生以下の貸出数・来館者数は減少する一方です。中・高校生の図書館利用については、自習や無料Ｗｉ－Ｆｉの利用等を目的とした来館は見られますが、図書の貸出にはつながっていません。

令和２年度から学校図書館システムを導入し、事務の効率化を図るとともに、市立図書館と学校図書館の連携を進めました。

市立図書館等の社会教育施設においては、デジタル基盤を強化するとともに、デジタル技術の活用が求められていますが、本市においては電子書籍等の利用、ＳＮＳ（※17）の活用等のＤＸ化（※18）が充分には進んでいません。

移動図書館車は平成２４年３月から使用しており、経年劣化による修繕が増加しています。読み聞かせボランティアに新しい人材が入らず、高齢化が進んでいます。

（２）課題

- ・ 貸出数の増加につながるように、資料の充実と併せて事業や取組を効果的に実施する必要があります。
- ・ 市立図書館と学校図書館が連携・協力し、効率的な図書館運営を図り、児童生徒の読書活動を支援する必要があります。
- ・ デジタル社会に対応した読書環境をどのように提供するかが課題となっています。
- ・ 移動図書館車の更新とその活用方法を検討する必要があります。
- ・ 新しいボランティアの受入と組織づくりを進めていくとともに、人材の育成や資質向上を目指して、県立図書館が行っている研修等の情報提供を行う必要があります。

第3章 子どもの読書活動の推進のための取組

子どもの読書活動を推進するために、家庭・地域、市立図書館、学校等のそれぞれが行うべき具体的な取組を示します。

I 家庭・地域における取組

【家庭・地域の役割】

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められます。

また、公民館や放課後子ども教室、放課後児童クラブといった子どもの身近な場所で、地域のボランティアや関係団体と協力しながら、読み聞かせ等の子どもの読書活動の機会を提供し、子どもが読書に親しむ取組を行うことが重要です。

(1) 家庭における取組

- ・ブックスタート事業やセカンドブック事業をきっかけとして、本を通した親子でのふれあいの時間を持つことに努めます。
- ・市立図書館の絵本や児童書を利用して、乳幼児期から家庭において読書に親しむことができるよう、読書時間の確保に努めます。
- ・親子を対象とした読書に関するイベントの情報収集やその情報共有に努めます。

(2) 地域における取組

- ・公民館や放課後子ども教室、放課後児童クラブ等、身近な場所での読書活動が進むよう、団体貸出や移動図書館を利用して、図書資料の充実と読書環境の整備を進めます。
- ・読書ボランティアの読み聞かせ会や「出張おはなし会」を実施し、子どもが本とふれあうことができる機会を提供します。

II 市立図書館における取組

【市立図書館の役割】

市立図書館は、子どもにとって読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知ることができる場所です。また、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選んだり、子どもの読書について司書等に相談したりできる場所です。市立図書館では、子どもやその保護者を対象とした読み聞かせや図書の展示を実施するほか、子どもの読書活動を推進する個人や団体への支援や、ボランティア活動の機会・場所の提供を行っています。また、市立図書館は、関係機関と連携・協力して、多様な子どもとその保護者の読書活動を推進する上で中心的な役割を努めます。

（１）市立図書館における読書を支援する取組

①図書館資料、読書環境の整備

- ・子どもの発達段階に応じた読書活動が行われるように、幅広い資料の収集、本の紹介、展示コーナーの設置に取り組みます。
- ・多様な子どもが読書を楽しめるように、アクセシブルな資料（※19）の整備・提供、展示コーナーの設置等に努め、読書バリアフリー（※20）を進めます。
- ・中学生、高校生等の要望を把握し、様々な分野の資料にアクセスできるよう、資料の充実を図るとともに、読書・勉学を提供します。
- ・デジタル化社会に対応した読書環境の整備に取り組むため、電子書籍及びデータベースの実態把握に努め、その導入を検討します。
- ・移動図書館の活用や充実を図るとともに、移動図書館車の更新を検討します。

②図書館行事の充実

- ・読書に興味のない子どもを含めて、幅広く、読書のきっかけをつくるために、子どもの視点に立った取組やサービスの改善に努めます。
- ・多様な子どもが参加できるよう、読み聞かせ会や講座の内容を工夫します。
- ・SNSを活用した市立図書館の情報発信について研究し、届けたい人へ確実に情報が届くように工夫します。

（２）司書等の適切な配置、研修の充実

- ・図書館サービスの向上のために、司書・図書館事務員の適切な配置を行います。
- ・県立図書館が実施する研修や講師派遣事業を活用し、司書等の資質・能力等の向上を図ります。

（３）ボランティア活動の促進

- ・読み聞かせボランティア団体の活動を一層充実させるため、県立図書館の研修や「子どもゆめ基金」（※21）をはじめとした助成等の情報提供を行います。
- ・読書活動に関する専門的知識を有する者や地域のボランティアの情報を収集し、ボランティア活動を行う場所の提供に努めます。

（４）関係機関との連携

- ・公民館や放課後児童クラブ、学校等への団体貸出や移動図書館等の周知・実施に努め、図書の貸出や読書活動を支援します。
- ・「出張おはなし会」「どンドン読書おはなし会」や図書館行事等の周知を積極的に行います。
- ・高校生に、委員会活動やボランティア活動の場を提供します。
- ・新見公立大学附属図書館と連携・協力して、共同開催で行う事業の継続・充実、資料の相互利用の促進を図ります。
- ・新見公立大学学生による乳幼児を対象とした取組を実施し、市立図書館の利用促進を図るとともに、学生へボランティアの場を提供します。

- ・新見子育てカレッジ「にこたん」による乳幼児を対象とした取組の実施やイベント情報の提供に努めます。

Ⅲ 学校等における取組

1 保育所、認定こども園等

【保育所、認定こども園等の役割】

乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、保育所、認定こども園等は、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待されます。

保育所、認定こども園等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し読み聞かせ等の意義を普及することが重要です。

（１）保育所、認定こども園等における取組

- ・乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保できるよう、安心して本にふれることができるスペースの確保に努めます。
- ・保護者やボランティア等と連携・協力するなどして、読書環境の整備を図ります。
- ・団体貸出や移動図書館、「どんどん読書おはなし会」を利用して、子どもが絵本や物語と出会う機会が多様になるように努めます。

2 小学校、中学校、高等学校

【学校の役割】

児童生徒が生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。児童生徒の読書習慣を確立するためには、絵本の読み聞かせ等の受動的な読書から自発的な読書へ移行できるように、発達段階に応じた読書指導が大切です。

学校図書館は、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成することを目的として学校に設置されています。学校図書館は、学校教育に欠くことのできない基礎的な設備であり、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善にも効果的に生かすことが期待されています。

これらを踏まえて、小・中学校においては、全ての児童生徒が自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともに、そのための環境を整備します。

（１）小学校、中学校、高等学校の取組

①読書機会の確保

- ・全校一斉の読書活動、ボランティアによる読み聞かせ等を実施し、本を読む習慣のない児童生徒が本を手取るきっかけづくりに努めます。

- ・多様な背景を持つ児童生徒に読書や学習の場を提供するように努めます。
- ・児童生徒の意見を聞く機会を確保するとともに、図書委員等による学校図書館の運営に主体的に関わるよう努め、子どもの視点に立った読書活動を支援します。

②読書環境の整備

- ・団体貸出や移動図書館を有効活用し、児童生徒の読書活動や学習活動を支援します。
- ・デジタル化社会に対応した読書環境の整備に取り組むため、電子書籍及びデータベースの実態把握に努め、その導入を検討します。

(2) 学校図書館の取組

①学校図書館資料の計画的整備

- ・学校図書館図書標準達成のため、資料の現状把握を行い、資料の選定、廃棄・更新が適切に行われるように努めます。
- ・学校図書館システムを円滑に運用するとともに、市立図書館との連携を進め、地域全体での資料の共同利用の研究に努めます。
- ・多様な背景を持つ児童生徒のため、その発達や興味・関心に応じた資料を収集し、主体的な読書活動の支援に努めます。
- ・児童生徒の発達段階に応じた読書活動が行われるように、幅広い資料の収集、展示コーナーの設置に取り組みます。

②体制整備、研修の充実

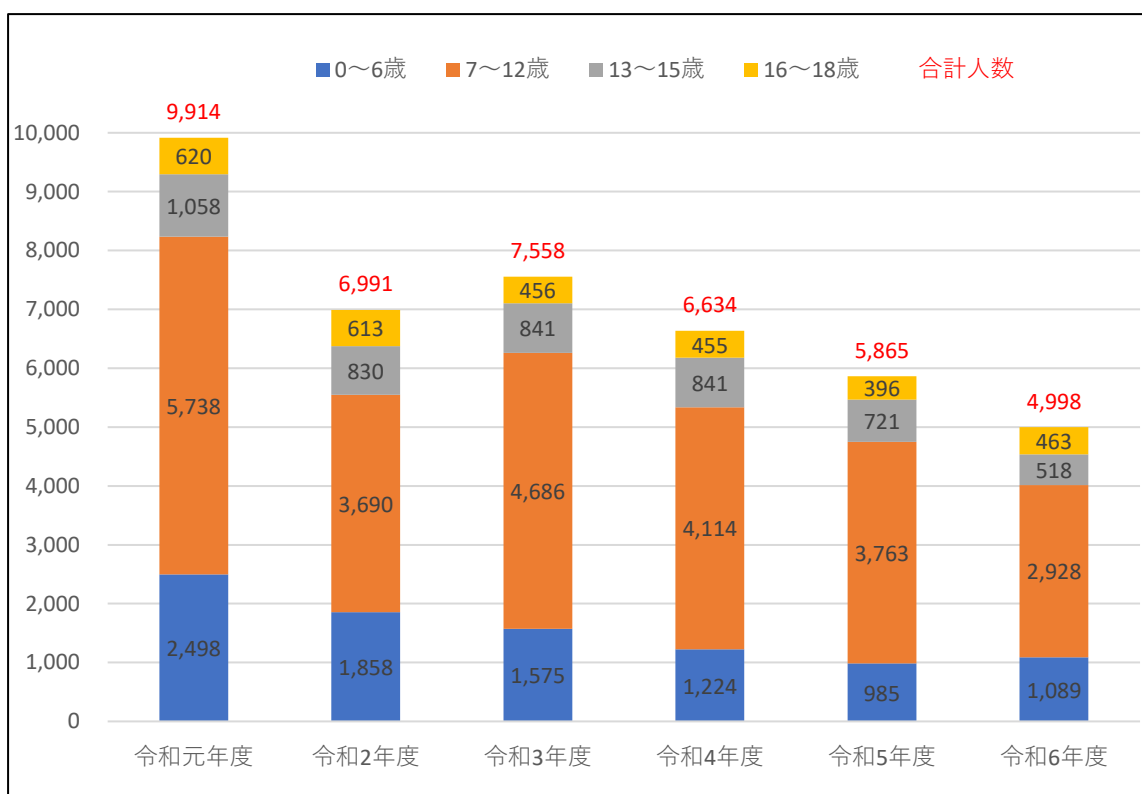
- ・教職員、学校司書・事務員、地域のボランティア等が各自の役割に応じて連携・協力し、各学校の実情に沿った学校図書館運営を行うように努めます。
- ・学校司書・事務員が継続的・安定的に職務に従事できる環境に配慮し、学校図書館の人的整備の充実を図ります。
- ・県立図書館が実施している研修講座等を活用して、司書教諭、学校司書・事務員の資質の向上を図ります。



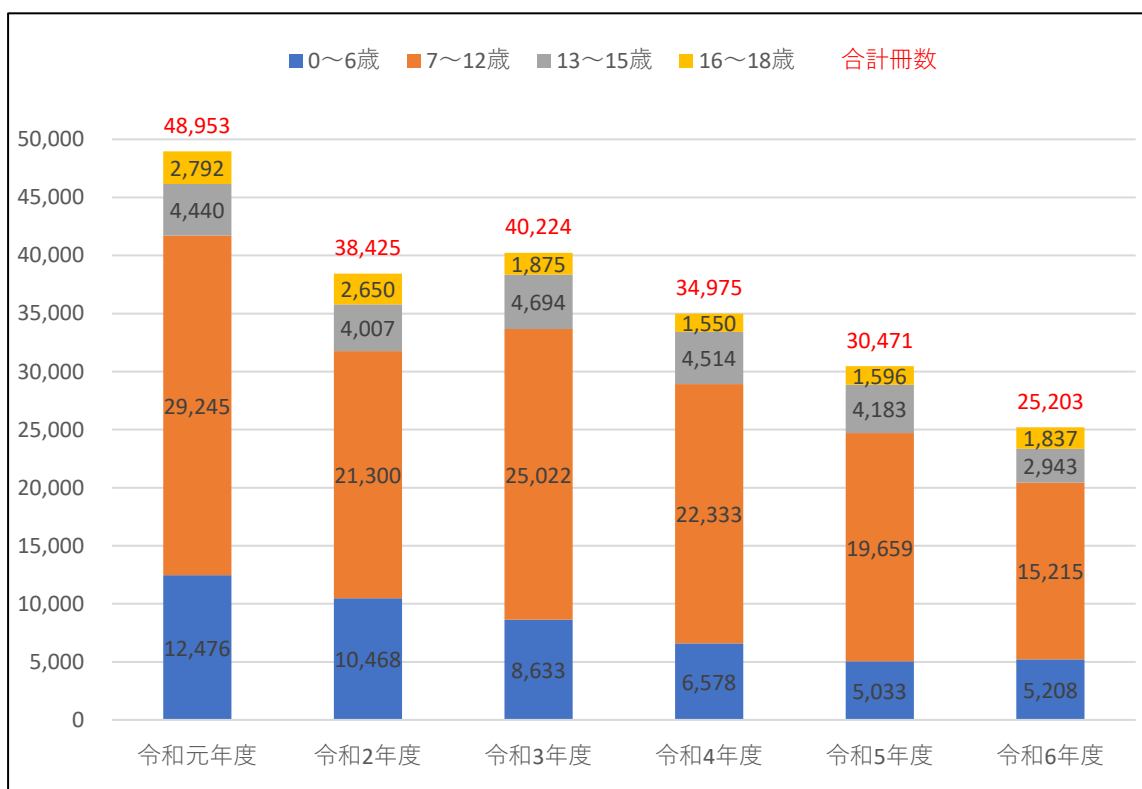
移動図書館車「わかくさ号」による巡回貸出

【参考資料】

■ 0～18歳の新見市図書館・図書施設 年齢別貸出者数



■ 0～18歳の新見市図書館・図書施設 年齢別貸出冊数



■図書館・図書施設利用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～18歳人口 (前年度3月末)	3,946	3,823	3,647	3,446	3,290	3,112
1人あたり 貸出冊数	12.4	10.1	11.0	10.1	9.3	8.1

■移動図書館利用状況

【貸出人数】

対象	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校等	4,652	3,504	3,269	3,705	3,402	2,948
一 般	62	50	51	83	82	77

【貸出冊数】

対象	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校等	19,239	15,087	13,871	15,816	14,757	13,522
一 般	249	185	171	398	359	356

■どんどん読書おはなし会・出張おはなし会利用状況（実施団体数）

対象	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
どんどんおはなし会	9	7	6	8	10	8
出張おはなし会	9	6	5	8	10	10

■新見市図書館・図書施設 蔵書冊数

年度	種別	中央	大佐	神郷	哲多	哲西	移動図書館
令和2年度	児童	30,613	9,484	5,972	2,613	17,653	3,553
	一般	74,140	10,961	6,408	2,440	43,921	576
令和3年度	児童	31,642	9,636	6,199	2,672	18,235	3,747
	一般	76,367	11,138	6,554	2,570	44,444	595
令和4年度	児童	32,423	9,772	6,387	2,770	18,512	3,455
	一般	78,112	11,194	6,740	2,685	44,314	425
令和5年度	児童	32,988	9,649	6,512	3,095	18,756	3,525
	一般	79,135	11,067	6,903	3,191	44,936	427
令和6年度	児童	33,577	9,585	6,718	3,407	18,898	3,645
	一般	80,045	10,963	7,068	4,029	45,631	498



みんな集まれ！わくわくお楽しみ会 from 新見公立大学

【用語の説明】

※1 ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。

※2 ブックスタート事業

乳幼児が本との出会いを通し親子のふれあいを深めることを目的とする。新見市では、9～10か月健診時にブックスタートの説明とともに絵本2冊等を配布している。

※3 セカンドブック事業

ブックスタートのフォローアップ事業で、本との出会いや読書の楽しみを深めることを目的とする。新見市では、小学校の入学時に、おすすめ本20冊のリストの中から1冊選んでもらい児童に本を贈る。

※4 にいみ子育てカレッジ「にこたん」

新見公立大学内に地域子育て支援拠点（子育てカレッジ）を設置し、大学の専門的知識等を生かした地域のモデル事業を実施する。地域の幅広い子育て支援関係者や子育て中の親等が事業実施や運営に関わっており、地域ニーズに即した質の高い地域参加型子育て支援事業を行っている。

※5 市立図書館：中央図書館、大佐・神郷・哲多・哲西図書施設

本推進計画では「市立図書館」の定義を公共図書館とし、大学図書館（新見公立大学附属図書館）は含まない。

※6 無料Wi-Fi

スマートフォンやタブレット等、Wi-Fi対応の端末を持っていれば、誰でも無料で利用できる公衆無線LANサービス。

※7 市立図書館公式LINE

「LINE」とは、LINEヤフー株式会社が提供する、スマートフォンやパソコンで無料のメッセージ送信、音声・ビデオ通話ができる国内最大級のコミュニケーションアプリ。市立図書館ではLINEを活用したサービスを提供しており、利用照会、利用者カードのバーコード表示、本の検索・予約、イベント案内、予約資料連絡の受取等ができる。

※8 ワークショップ

参加者が主体となり、体験や対話、作業を通じて楽しく学び、スキルや想像力を養う参加型イベント。中央図書館では、いしかわこうじ氏、高畠那生氏、加藤休ミ氏などの絵本作家によるワークショップを開催している。

※9 団体貸出

市立図書館が、学校、公民館、放課後児童クラブ、高齢者施設等の施設・団体へ実施している貸出サービス。貸出冊数は無制限、貸出期間は30日間。

※10 移動図書館

中央図書館が、学校、公民館等へ実施している、移動図書館車による巡回貸出サービス。図書館から遠隔地の地域住民や施設への読書活動を支援する。

※11 放課後児童クラブ

小学生を対象とし、放課後の時間帯に保護者が就労等で不在の児童に対して、地域や保護者等が中心となって適切な遊びや生活の場を提供する。

※12 放課後子ども教室

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動場所（居場所）を設け、幅広い地域住民の参画を得て地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるため、様々な学習・体験プログラムを提供する取組。

※13 学校図書館：学校図書館法により小学校、中学校及び高等学校に義務付けられた、学校教育において欠くことができない基礎的な設備。従来から「図書室」と称されるケースも多く見られるが、学校図書館法では明確に「学校図書館」と定めている。

※14 どんどん読書おはなし会

中央図書館が主催する、保育所等の施設や、幼児クラブ等団体を対象としたおはなし会。ボランティアが市内の保育所等に出向き、読み聞かせ、紙芝居、手遊び、エプロンシアター等を行って、読書の喜びや楽しみを親子で共有し、心豊かな子どもを育成する。

※15 出張おはなし会

中央図書館が主催する、小学校を対象としたおはなし会。ボランティアが市内の小学校に出向き、読み聞かせ、小道具を使ったお話、おすすめの本の紹介等を行って、子どもの読書活動を支援し、心豊かな児童を育成する。

※16 学校図書館システム

学校図書館における資料の受入、貸出・返却、蔵書管理、検索等、図書館業務の効率化を目的として導入されるコンピュータシステムのこと。

※17 SNS

S o c i a l N e t w o r k i n g S e r v i c e (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略で、インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコンのWebサービスの総称。

※18 DX化

D i g i t a l T r a n s f o r m a t i o n (デジタルトランスフォーメーション)の略で、図書館が、データとデジタル技術を活用して、利用者(個人・コミュニティ)のニーズを基にサービスや運営のモデルを変革するとともに業務そのものや、組織、プロセス、図書館文化・風土を変革し、優位性を確保すること。

※19 アクセシブルな資料

目の見えない方・見えにくい方、活字の図書を読むのが難しい方など、様々な障害のある方が、利用しやすい形式の資料のこと。例えば、点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック(写真や図を使い、やさしい言葉で分かりやすく書かれた本)、音声読み上げ対応の電子書籍、デージー図書(図書や雑誌の内容を録音して音声にしたもの)、オーディオブック(書籍を朗読したものを録音した音声コンテンツの総称)等がある。

※20 読書バリアフリー

2019年施行の「読書バリアフリー法(視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律)」に基づき、障害の有無に関わらず、すべての人が点字、録音図書、大活字本、電子書籍など自分に合った形式で本を楽しめる環境を整備する取り組み。

※21 子どもゆめ基金

独立行政法人国立青少年教育振興機構が、未来を担う夢を持った子どもの健全な育成の一層の推進を図ることを目的に、民間団体が実施する特色ある新たな取組や、体験活動等の裾野を広げるような活動を中心に、様々な体験活動や読書活動等への支援を行っている。

